

# 公立保育園のあり方について答申されました

町では、近年の加速度的な少子化に伴い、今後予想される園児の減少を見据え、より効果的な公立保育園の運営と質の高い保育を担保し、多様化するニーズに対応できる具体的な体制を示していくため、山都町公立保育園のあり方検討委員会で議論を深めてきました。

9月27日に開催した第4回山都町公立保育園のあり方検討委員会でこれまでの審議結果をまとめ、10月13日に今吉会長から町長に答申しました。

答申内容は、園児の安心安全な保育環境を担保し、多様化する保育ニーズに対応できる体制にするため、現在5園ある公立保育園を計画的に再編することとし、時期については、子どもの安全安心な環境が確保できるか見極めつつ、各園の状況や地域状況を鑑み、適正な時期に実施すべきと条件が付されています。

町では、答申書の内容や委員会等での意見を踏まえ次年度は現行の公立保育園5園体制で保育事業を実施しつつ、保育園の再編について検討を深めていくこととしております。



答申書を手交する今吉委員長

問合 福祉課 ☎ 72-1229

## 福祉だより

# 要介護認定者とそのご家族は確定申告等で『障害者控除』を適用できる場合があります

**【適用対象者】** 以下のどちらかに該当する場合

- ・要介護認定を受けている本人
- ・要介護認定を受けている人を扶養している人

[参考：本人が控除を受ける場合の所得控除額]

介護度	区分	所得控除額
要支援1～2	非該当	0円
要介護1～3	障害者控除	27万円
要介護4～5	特別障害者控除	40万円



## 【要介護認定の証明書が必要なときの申請の流れ】

- ①山都町ホームページか福祉課介護保険係の窓口にある「申請書」に必要事項を記入して提出
- ②発行された「障害者控除対象者認定書」が申請者の住所へ郵送される

※山都町が開催する申告会場で申告する場合は、認定書（証明書）は不要です。

## 【申請時には以下の二つをお持ちください】

- ・要介護認定を受けている人の身分証
- ・障害控除を受けようとする人の身分証

問合 福祉課 ☎ 72-1229